

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(ダイヤモンド富士・山中湖)

2010.1
No. **500**
平成22年

新年あけましておめでとうございます

新年のご挨拶(会長・渋谷税務署長・都税事務所長)	3
平成22年度税制改正要望全国大会報告	5
平成21年度の納税表彰式報告	6
確定申告は正しくお早めに!	7
都税コーナー	14

法人会掲示板 1・2月

1月・2月実施する主な事業

- 1月8日 創立60周年、社団化45周年記念式典
(新年賀詞交歓会)
- 1月12日 第10ブロック役員会
- 1月15日 女性部会役員会
- 1月22日 源泉研究部会研修会
- 1月25日 第14ブロック新年会
- 1月29日 女性部会新年会
- 1月29日 第21ブロック役員会
- 2月5日 所得税確定申告研修会
- 2月8日 相続税セミナー
- 2月8日 第15ブロック新春の集い
- 2月12日 第19・20・21ブロック合同研修会
- 2月15日 印紙税研修会
- 2月22日 源泉所得税セミナー
- 2月25日 消費税研修会

メールアドレス登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。

公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、登録者、閲覧者双方にメリットが生まれます。

まずはご登録を！

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成22年1月20日(水)午後1時～4時
日時 平成22年2月17日(水)午後1時～4時
日時 平成22年3月17日(水)午後1時～4時
場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 1月19日(火) 午後1時30分～4時
日時 2月2日(火) 午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
22年1月	22年2月下旬
22年2月	22年3月下旬
22年3月	22年4月下旬



税金のかからぬ財産とは………**健康**である

ち・ちくのう・肥満・にきび・しみ・糖尿病・成人病…

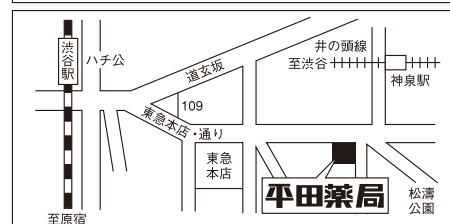
健康指導と漢方相談 健康 第一

保険薬局 **平田薬局**

渋谷区松濤1-28-8 TEL 3461-3724

話題の天然薬

キョーレオピン





社団法人 渋谷法人会
会長 柳田 道康

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

渋谷法人会は昭和25年1月18日初代村田会長のもと、会員企業260社で発足し、今年で60年を迎えることになりました。会員、役員皆さんが力を合わせて努力してきた結果に他なりません。又、同時に関係官庁、友誼団体を始め各関係者のご指導、ご協力の賜と、ここに改めて心から御礼を申し上げます。

さて昨年は歴史的な政権交代がスタートし新政権のもとで、景気、雇用、年金、児童手当、米軍基地、環境等々の問題が山積みされている中で、事業仕分けをし無駄な補助金等を削減、又は停止することによりそれなりの結果が出ることに期待したいところです。

この様な情勢の中、法人会を取り巻く状況は大変厳しくなっておりますが、いち早く景気回復に取り組んで頂き、特に中小企業を取り巻く環境は全く改善されていない現状を把握しデフレ経済での中小企業経営支援を望むところです。

法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展のために活動しており、会員企業のみならず地域社会発展・支援に努めて行くことが我々法人会の役割と思っております。

さらに、法人会では「電子申告・電子納税推進の街」を関係9団体とともに宣言し、国際都市渋谷にふさわしくe-TAX（イータックス）・eLTax（エルタックス）利用の普及に協力することを宣言いたしましたので、ご理解を頂き早期のご利用をお願いいたします。

本年は政治経済の安定と景気回復により明るい年となりますことを願い、併せて会員企業のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします（順不同 敬称略）

会長 柳田 道康
副会長 五月女 進一
〃 八木原 保一
〃 石田 重仁
〃 岩田 利延
〃 福井 貞夫
〃 多治見 孝子
〃 浅妻 正行
〃 須藤 昭一
専務理事 相澤 悟
常任理事 平野 恒雄
〃 雨宮 孝幸
〃 黒澤 公博
〃 鈴木 猛
〃 柴田 修
〃 小林 英雄
〃 藤木 佑
〃 長谷川 隆
〃 梅原 伸二郎
〃 堀内 利夫
〃 杉本 一二

常任理事 荻 英 夫
〃 和田 富士雄
〃 福田 勝則
〃 田中 茂
〃 奥畑 茂
〃 村田 英郎
〃 稲垣 俊勝
〃 藤田 幸直
〃 久世 義昭
〃 海老名 孝俊
〃 青年部会長 名取 政
〃 女性部会長 山崎 登美子
〃 源泉部会長 松本 智
理事 長 島 祐司
〃 加藤 清治
〃 佐藤 俊雄
〃 佐藤 正人
〃 東 宣昭
〃 二 渡 永八郎
〃 朝倉 徳道
〃 原 田 文彦

理事 二 宮 秀 泰
〃 石井 沙与子
〃 大塚 英雄
〃 渡辺 博
〃 桑原 保
〃 小松 良郎
〃 伊藤 哲
〃 岡崎 義明
〃 新居 常男
〃 近藤 英三
〃 福井 恒夫
〃 大石 隆士
〃 伊藤 一三
〃 松井 美千代
〃 平田 弁次
〃 山田 英治
〃 有馬 清種
〃 星野 勇介
〃 増田 泰雄
〃 高木 總輔
〃 佐伯 英文

理事 福田 武 敬
〃 中村 浩 士
〃 飯島 良 臣
〃 天野 長 侑
〃 柳沢 憲 輔
〃 安原 喜一郎
〃 滝島 聡
〃 光山 和 徳
〃 羽田 秀 光
〃 野口 アキラ
〃 樋泉 淙 秀
〃 鈴木 清 久
〃 百瀬 智
〃 羽根田 忠 夫
〃 丸山 幸 孝
〃 高野 喜 好
〃 平山 元 康
監事 大塚 巖
〃 海老澤 宏
〃 村田 晋 一



渋谷税務署
署長 小島 安雄

1月8日に創立60周年・社団化45周年式典を盛大に挙行されました社団法人渋谷法人会会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

本年は寅年です。六十干支では27番目の庚寅（かのえとら）です。少しこの干支の縁起話をさせていただきますと、寅はその毛皮の美しい模様から前身は夜空に輝く星といわれているそうです。また、寅の字が動くという意味を持っていることから、冬から春になり草木が芽吹くことを表しているそうです。今年は「寅」のように是非、経済が芽吹き、輝く年となって欲しいと思っております。

ここで昨年を振り返りますと、スポーツ界では、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）の2連覇に始まり、18歳の高校生プロゴルファーの石川遼さんがジャンボ尾崎さんの記録を大幅に塗り替えて賞金王にもなりましたし、我が街、渋谷においては、表参道のイルミネーションが11年ぶりに復活したといった明るい話題もありました。

貴会におかれましては、渋谷くみんの広場、恵比寿祭り、Hirooフェアでの税金クイズなどによる納税意識の高揚やブロック税務講習会などを通じた税知識の普及に努めていただきました。

さらに、「SHIBUYA KEEP GREEN」などの社会貢献活動に積極的に取り組まれるとともに、「世界をリードする国際都市渋谷からe-Tax活用を」を合言葉に、「電子申告・電子納税推進協議会」の創立、「電子申告・電子納税推進の街」宣言にもご尽力いただきました。また、昨年9月から、会員の皆様方には、e-Tax普及拡大のため、税理士に対する代理送信依頼を積極的に行っていたいただいております。

このような皆様方の熱意と行動力に心から敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、本年も納税者利便の向上と事務処理の効率化を図るため、渋谷地区に密着したe-Taxの利用促進に積極的に取り組んでいく所存でございます。

引き続き、貴会会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営になお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が社団法人渋谷法人会と会員の皆様方にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。



東京都渋谷都税事務所
所長 山中 史朗

新年あけましておめでとうございます。

平成22年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、柳田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。なかでも、11月11日の「電子申告・電子納税推進の街」宣言に際しましては、格別なご配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、電子申告につきましては、国税は^{イータックス}e-Tax、地方税は^{エルタックス}eLTAXがございます。この^{エルタックス}eLTAXにて東京都では現在、法人事業税・法人住民税・地方法人特別税につきましては電子申告と電子納税を、また固定資産税のうち償却資産につきましては電子申告を実施しております。皆様方と力を併せ、^{エルタックス}eLTAXと^{イータックス}e-Taxの利用促進の取り組みを積極的に進めてまいります。また、地方法人特別税の申告も、いよいよ本格的となってまいります。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

渋谷都税事務所は、本年も都税収入の公正・公平・効率的な税務行政の推進に取り組み、納税者サービスの向上と皆様の信頼の確保に努力してまいります所存でございます。

渋谷法人会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が、渋谷法人会と会員の皆様方にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

平成22年度税制改正要望大会報告

中小企業活性化のため 法人税率の引き下げと事業承継税制の確立を

去る10月8日、台風の影響による交通機関の乱れで、多くの会員の足が奪われたものの、全国から約1,000名、うち東京からは100名を超える参加者を得て、岐阜県長良川国際会議場において第26回法人会全国大会を開催し、その中で「平成22年度税制改正に関する提言」の趣旨説明を行った。

税制改正に関する提言とスローガンは下記の通り。



税制改正に関する提言

100年に一度の危機に遭遇していると言われる日本経済は、2009年4－6月期の実質国内総生産（GDP）が1年3ヶ月ぶりにプラスに転じ、最悪期を脱しつつある。しかし、景気は底這い状態で、その前途は予断を許さない。

世界を見渡すと、今回の金融危機で、最も大きなダメージを受けたのは日本であり、火元のアメリカはもとよりヨーロッパよりもその影響は大きかった。その理由は、日本経済が輸出依存度の高い体質であったこと、とりわけ輸出品の中心が付加価値の高い工業製品であったため、海外景気の悪化ペースを上回って外需が落ち込み、経済が急降下したためである。しかし、今回の不況は世界的な金融津波という外的要因が原因で、自分たちに落ち度がないと判断することは必ずしも事態を正確に捉えたものではなく、問題解決に取り組む上での正しいスタンスとは言えない。今、必要なのは危機問題の本質を正確に捉え、日本の経済運営の問題点をきちんと認識し、その上で税制面を含めた対応策をとることである。

現在の景気は、巨額な財政支出で辛うじて支えている。しかし、中期的には先進国中最悪の財政赤字を削減することが大きな課題となる。少子高齢化、グローバル化など経済社会の構造変化に対応した税制の構築は急務である。特に、外需に過度に依存する経済構造から脱却するためには、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。そのため、法人税率（軽減税率を含む）の引き下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成22年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

〈税制改正に関するスローガン〉

- ◎待ったなし。
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- ◎活力ある経済・社会の実現を目指し、
抜本的な税制改革を！
- ◎わが国企業の国際競争力確保のためにも、
法人税率の引き下げを！
- ◎適正・公正な課税、行政の効率化のため、
納税者番号制度の導入に向けて検討を！
- ◎本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を！
- ◎消費税率引き上げの前に、
徹底した行革により行政のスリム化を！
- ◎道州制の導入の検討などにより、
国と地方の役割分担を見直し、地方の再生を！
- ◎年金・医療・介護制度について改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

この社会あなたの税が生きている

平成21年度渋谷税務署長納税表彰式 (本会関係者) 表彰状6名、感謝状7名受彰

平成21年度納税表彰式が11月11日(水)、午後3時より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に、本会より、表彰状6名、感謝状7名の方々が税務行政に功労があったとして、受彰の栄に浴されました。

また、10月30日(金)当会副会長八木原保氏が東京国税局長表彰、さらに11月18日(水)当会常任理事黒澤公博氏が渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

渋谷税務署長表彰状受彰者

(敬称略)



海老澤 宏
(監事)
(株)コムス



伊奈 信一
(評議員)
日動警備保障(株)



渡辺 博
(理事)
(株)オックスランド



羽田 秀光
(理事)
(株)大泉



名和 玲子
(女性部会幹事)
(株)ジェイ・ユウ



八木原 敏子
(女性部会監事)
(株)ジム

渋谷税務署長感謝状受彰者



小林 虎太郎
(支部長)
小林防火服(株)



並木 秀幸
(評議員)
(有)寿豊



藤木 庸佑
(常任理事)
(有)藤木商店



浅間 良市
(評議員)
(株)越後屋酒舗



光山 和徳
(理事)
(有)エムキット



海老名 孝
(常任理事)
(株)エビナ



吉田 賀一
(青年部会副部会長)
東武産業(有)



東京国税局長表彰状受彰者



八木原 保
(副会長)
(株)ジム

渋谷都税事務所長感謝状受彰者

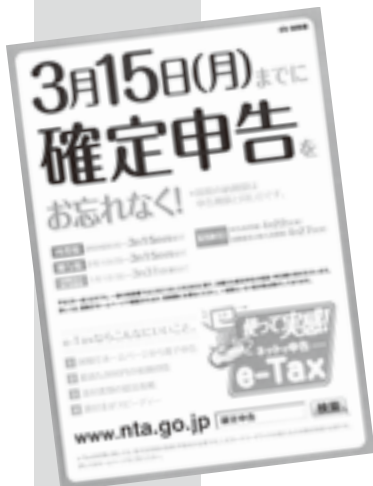


黒澤 公博
(常任理事)
トーコーリアルエステイト(株)



受彰おめでとうございます

e-Taxを利用しよう



確定申告は正しくお早め！

e-Tax (国税電子申告・納税システム) なら自宅で簡単に作成・提出ができます

- 1 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書や決算書等を作成することができます (特例の内容等で、利用できない場合があります)。
- 2 提出は、電子証明書 (証明付き住基カード) を利用して送信することができます (贈与税を除く)。この場合、所得税は5,000円までの税額控除 (過去に適用された場合を除く) や源泉徴収票などの提出を省略 (3年間の保存が必要) することができます。送信しない場合は、プリントアウトしたものを郵送などで提出してください。

パソコン申告センターを西新宿に開設します

パソコンによる所得税及び個人消費税等の申告書作成のアドバイスを行います。

(土地、建物及び株式などの売却による譲渡所得や贈与税の相談は除く)

イ 開設期間: 平成22年2月1日(月)～3月15日(月) (土・日・祝日を除く)

ロ 相談時間: 9:15～17:00

ハ 開設場所: 「アクアプラザ」新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド

申告書の受付等

- 1 申告書は、税務署の時間外収受箱への投函や郵送などで提出することができます。
- 2 土曜日・日曜日・祝日は執務を行いませんが、平成22年2月21日、2月28日の日曜日に限り、申告書配布・作成・受付、納付相談のみを行います (電話対応は行っておりません)。

所得税の還付申告書を提出する方へ

- 1 還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。
- 2 還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
 - イ 振込口座は、申告者 (本人) 名義に限りです。転居や結婚等により住所・氏名が変わった場合は、金融機関で変更の手続きをしてください。
 - ロ 記載相違、記載漏れや書類 (源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類) の添付漏れがある場合には、税金を還付できないことがあります。

個人事業者の消費税及び地方消費税について

平成21年分消費税の申告・納税が必要な方は、平成19年分の売上高 (課税売上高) が1,000万円を超えている方と課税事業者の選択届書を提出している方です。

ダイレクト納付のご案内

- 1 国税の納付については、事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用した電子申告等の送信後に、ワンクリックで届出した預貯金口座から、即時または指定した期日に納付することができる新たな電子納税であるダイレクト納付がご利用になります。
- 2 ダイレクト納付は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。

なお、詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

納税は口座振替をご利用ください

- 1 新規に口座振替を利用する方は、所得税は3月15日(月)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(木)までに手続きしてください。
- 2 平成21年の確定申告の振替日は、次のとおりです。
 - イ 所得税 平成22年4月22日(木)
 - ロ 個人事業者の消費税及び地方消費税 平成22年4月27日(火)

納税証明書の交付について

平成21年分の所得税の納税証明書が必要な場合は、確定申告書を税務署の受付窓口までご持参いただき、受付担当にその旨をお申し出ください。

なお、平成21年分の所得税の確定申告書を提出された後に所得税の納税証明書を請求される場合には、交付までに相当期間を要しますのでご了承ください。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

税務署以外での相談会等

1 各相談会等の注意事項

- イ 自書による申告書作成の指導を行いますので、申告書の作成に必要な書類（申告書、源泉徴収票、収支内訳書等）と印鑑、筆記具、計算用具などをご持参ください。
- ロ 各会場ともお車での来場はご遠慮ください。
- ハ 小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く）としております。
なお、収入金額が多額な方や所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方及び贈与税の申告は、税務署で指導を受けていただくか、税理士による有料相談を受けてください。

2 所得税等確定申告書作成会【国・都・区共催】

- イ 国・都・区の共催により、次の日程で所得税等の確定申告書作成会を開催します。
- ロ 各会場では、所得税・住民税・消費税等の申告書等の書き方のアドバイスと申告書等の受付を行います。

月 日	会 場	所在地	時 間
2月2日(火)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～4時00分
2月3日(水)	恵比寿区民会館	恵比寿西2-8-1	
2月4日(木)	勤労福祉会館	神南1-19-8	

3 年金受給者の方の確定申告無料相談

月 日	会 場	所在地	受付時間
2月12日(金)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分
2月15日(月)	恵比寿区民会館	恵比寿西2-8-1	

4 税理士による無料相談

混雑する場合は、受付を早めに締め切ることもありますのでご了承ください。

〔問い合わせ〕 東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938

(1) 税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談

月 日	会 場	所在地	受付時間
2月17日(水)～19日(金)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分
2月24日(水)～26日(金)	恵比寿区民会館	恵比寿西2-8-1	
3月2日(火)～3日(水)	上原区民会館	上原1-18-6	
3月4日(木)～5日(金)	渋谷区役所地下1階第3会議室	宇田川町1-1	

(2) 税理士による確定申告無料相談

(注) この会場では、申告書等の受付は行いませんので、ご注意ください。

イ 確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所在地	受付時間
3月1日(月)～9日(火) 土曜日・日曜日を除く	税理士会渋谷支部事務局	桜丘町16-15 カーサ渋谷3階	【午前】10時00分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分

ロ 上記以外の無料の税務相談会

- ① 土曜日の税務相談会 2月6日(土) 午前10時～午後4時
- ② 夜間の税務相談会 2月10日(水) 午後5時～午後8時
- ③ いずれも、東急東横店西館コンコース2階で行います。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

〈東京国税局からのお知らせ〉

文書回答手続をご利用ください

文書回答手続とは

納税者の皆様から、取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の事前照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会内容を公表するという納税者サービスです。

- 回答は、受付日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努めています。
- 照会者名等の照会者を特定する情報は原則非公表となります。
- 照会者からの申出があり、相当の理由があれば、回答後の公表を180日以内（原則60日以内）に延期できます。

対象となるものは

照会者が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なもの（その取引等に係る国税の申告期限（源泉徴収等の場合は納期限）の前に照会されるものに限ります。）

対象とならないものは

- 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- 国税の軽減等を主要な目的とするものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- その他、文書回答手続による回答が適切でないと認められるもの

照会方法は

税務署等に備え付けてある用紙（国税庁ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて、原則として照会者の納税地を所轄する税務署に提出していただくことになります。

なお、具体的な審査及び回答は、原則として国税局の課税第一部審理課が行います。

※ご注意ください！

- 取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答は行われませんので、審査に要する期間をご考慮の上、ご照会ください。
- 事前照会の回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。
- 回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。

詳細については国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

（「税について調べる」「税の相談」の「事前照会」「事前照会に対する文書回答手続」「概要」）



この社会、あなたの税がいきっている

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会
事業
アラカルト

第31回経営税務学校を開催 【税を考える週間参加行事】

毎年11月11日～17日を、国税庁が税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、【税を考える週間】をもうけており、その参加行事の一環として開催している“経営税務学校”を本年も11月17日(火)、渋谷東武ホテルにおいて開催した。当日は、第1部講師として渋谷税務署長小島安雄氏に『今、渋谷の署長が考えていること』と題して講演いただき、続いて第2部講師としてコミュニケーションプロデューサーの夏川立也氏に『職場環境を良くする魔法のコミュニケーション』と題して講演していただいた。出席者 62名



柳田会長挨拶



講師：渋谷税務署長小島安雄氏



講師：夏川立也氏



司会：石田総務委員長



経営税務学校

常任理事会を開催

去る11月18日(水)渋谷法人会館において常任理事会を開催し、各事業報告と記念式典の運営要領の説明、今後の行事について討議した。



常任理事会

社会保険制度改正セミナーを開催

11月24日(火)渋谷法人会館において、午後2時より社会保険制度の改正点の最新情報と会社における実務対応策についての社会保険セミナーを開催した。

改正点は、①育児・介護休業の一部改正②雇用調整助成金について

講師は、社会保険労務士安藤貴裕氏 出席者は75名



講師：安藤貴裕氏



社会保険セミナー

携帯電話活用セミナーを開催

去る12月1日(火)午後1時30分から渋谷区立商工会館において、進化する携帯電話の機能をビジネスに有効に使うということ、で、“携帯電話活用セミナー”を開催した。

社員の出勤管理や、名刺を読み取りアドレス帳に登録したり、店舗向けの携帯電話を活用しての売上げUPなどについて、メッツソフトウェア(株)の野口アキラ氏より説明を受けた。出席者27名。



講師：野口アキラ氏



携帯電話活用セミナー

日本料理

良し支き

〒150-0044 東京都渋谷区円山町7番5号
お問い合わせ TEL.03-3461-1528
FAX.03-3461-6678

お料理

移りゆく季節を器にのせて

冬季は福(ふぐ)料理が中心となっております

春、夏、秋は旬菜をテーマにおまかせ料理とさせていただきます

是非、本物の美味をご賞味下さいませ

皆様のお越しを心よりお待ちしております

電子納税、電子申告を活用しよう

広報委員会を開催

去る12月2日(水)午後4時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。平成21年10月号、12月号の反省と平成22年1月号の掲載予定内容を検討した。

岩田委員長から役員並びに会員のメールアドレス登録の状況報告があり、佐藤常議委員より、法人会ホームページの“なかまネット”のシステムと今後の展開についての説明があった。出席者は渋谷税務署から松本審理担当調査官、委員は岩田委員長他11名。



松本審理担当官挨拶



岩田委員長挨拶



広報委員会

第3回式典運営委員会を開催

12月7日(月)渋谷法人会館において午前11時より、創立60周年・社団化45周年記念式典並びに新年賀詞交歓会運営についての具体的な人員配置等について打ち合わせを行った。

出席者は渋谷税務署から二見第一統括官、西川審理担当上席調査官、委員は石田委員長他14名。



式典運営委員会

社会貢献委員会を開催

12月11日(金)午前10時30分より、渋谷法人会館において社会貢献委員会を開催した。

今回は、柳田会長、渋谷区役所松嶋課長、東京法人



柳田会長挨拶



区役所：松嶋課長



東法連：大川課長



八木原委員長



社会貢献委員会

会連合会大川課長にご出席いただき、渋谷法人会だけでなく、区や都を含めた社会貢献事業について説明と討議を行った。

まず区役所の環境保全課の松嶋課長より、「花バウチャー制度」の仕組みについて説明があり、協力要請があった。続いて、東京法人会事務局の大川課長より、「東法連の統一社会貢献事業」の一つとして“東京都のCO₂削減と法人会”の説明と要請があった。

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催

9月から各ブロックで開催してきた今年度の税務講習会も12月9日(水)の第10ブロック税務講習会で終了した。講師を務めていただいたのは、渋谷税務署法人課税第一部門、二見統括官、西川審理担当上席調査官、藤田審理担当上席調査官です。



6ブロック税務講習会

この他にも本部、ブロックで様々な研修会、講習会、セミナー、講演会を開催しております。是非ご参加下さい。



講師：二見一統括（右）、藤田上席

第7・8・10・11・12ブロック合同研修会を開催

去る11月24日(火)午後4時30分より渋谷東武ホテルにおいて、第7、8、10、11、12ブロック合同研修会を開催した。

まず、渋谷税務署法人課税部門担当副署長の久保嘉一氏より、「最近の脱税事情」と題しご講演いただき、続いて懇談会に入った。出席者は70名。



7・8・10・11・12ブロック合同研修会



五月女組織委員長挨拶



講師：大久保副署長



藤木第7ブロック長挨拶

メールアドレスを登録しよう

第18ブロック特別研修ツアー

第18ブロック特別研修ツアーは、今年も受付開始早々に満席となりました。11月13日(金)43名を乗せたバスは、東京・代々木を出発し、長野県へと向かいました。

天気予報は雨でしたが、当日は雨に降られることなく、薄日のさす行楽日和。さらには赤・黄・オレンジと色とりどりの紅葉まで楽しむことができました。これも18ブロック会員の皆様の日頃の行いが良いからでしょうか。車内では恒例の税金クイズ。今回は難題が多く、皆さん頭を悩ませつつ、楽しみながら税について学ぶことができました。

高速道路を降りるとすぐに昼食です。信州そばや野菜、焼きたての五平餅といった信州名物を堪能し、会員の皆さんも大満足の様子でした。次は江戸時代から受け継がれる水引工芸の実演を見学します。職人さんが作り上げる作品はまさに芸術品。手元の動きのなめらかさに、あちこちからため息がもれていました。

その後バスは豊岡村に移動し、大根掘り体験へ。何種類もの大根を全部掘り、お土産にされた方もいらっしゃいました。さらに、おたぐり・ねぎだれおでん・おやきといった田舎料理を味わいながら、地元の方々と直接お話しができたのは貴重な体験でした。

最後は長野名産のりんご狩りです。すでにお腹はいっぱいですが、甘い蜜がたっぷりのりんごはついつい手が出るおいしさでした。

日が傾きかけた頃、バスは代々木を目指します。自然の空気をたっぷり吸って皆さんリフレッシュされた様子で、充実の一日となりました。

ブロック長 稲垣俊勝



18ブロック特別研修ツアー

部会だより

設立10周年記念式典を開催

女性部会では今年設立10周年を迎えるに当たり、11月19日(木)午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において記念式典を開催した。

第一部記念講演では、スポーツドクター平石貴久氏より「びっくりするほど医学は進歩し、あなたは若返る」と題してご講演いただいた。

続いて第2部式典に入り、山崎部会長の式辞、女性部会10年のあゆみのDVD上映、初代小林部会長と2代森部会長に特別功労者感謝状を贈呈、ご挨拶をいただいたあと、渋谷税務署長 小島安雄氏と渋谷法人会長 柳田道康氏にご挨拶を頂戴した。

第3部祝賀会に入り、賑やかに、和やかに祝うことができた。



講師：平石貴久氏



山崎部会長式辞



小島署長祝辞



柳田会長祝辞



講演会場

青年部会意見交換会を開催

11月26日(木)午後4時より法人会館において、青年部会と渋谷税務署との意見交換会を開催した。

まず、渋谷税務署法人課税第一統括官の二見幸男氏に事業承継について講演していただき、続いて意見交換会に入った。青年部会では2代目社長も多いので、皆真剣に講義に聞き入っていた。出席者は署から4名、部会21名



名取部会長挨拶



講演・意見交換会

渋谷駅前清掃活動に参加

去る12月1日、毎月第一火曜日に実施されている渋谷駅前清掃活動に参加した。青年部会員と事務局から計6名参加した。



青年部会渋谷駅前清掃活動

e-Taxを体験してみよう！

平成21年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
2	エイ・エム・シー日本(株)	楊 東立	渋谷区恵比寿南3-1-25	5724-3104	料理教室・調理器具の販売
4	ベリジョンソシエジストラー(株)	テリー・スコット・ボボイジ	渋谷区広尾1-1-39	5774-9510	ISO9000等国際規格の審査登録
5	(株)ランマート	星野 好昭	渋谷区東1-3-10-6F	5766-8288	自動車部品用品の卸販売
6	(株)ACUTO S.P.A	原 佳代	渋谷区渋谷1-10-7	3407-7181	輸入・卸・小売業
6	(株)スブラッシュ	松本 和仁	渋谷区渋谷1-10-7	6806-9085	情報通信サービス業(インターネット・広告)
6	(株)A.E.リレーションズ	佐藤 文男	渋谷区渋谷1-14-8	3797-4311	広告代理業
6	(株)クロト	岩田 美沙	渋谷区渋谷3-16-3	6805-0821	サービス業
7	高久商事(株)	高橋金太郎	渋谷区道玄坂1-15-3	3476-5851	不動産業
7	(株)オフィス木下	木下 隆義	渋谷区道玄坂1-15-6	6416-1133	設計事務所
7	(株)オフィスバンク	森村 泰明	渋谷区道玄坂1-15-14	5728-7717	不動産
7	(株)千両	鈴木 英宣	渋谷区道玄坂1-6-6	3476-4634	飲食店
8	T&Kエンタテインメント(株)	菰口 賢一	渋谷区松涛1-28-7	3463-9308	レコード会社 音楽事務所
10	(株)proof	林田 英明	渋谷区神山町36-11-2F	5452-2384	建設
11	(株)オン・タイム	大島 美穂	渋谷区宇田川町2-1	3770-0400	放送番組の制作
12	ダイナストーン(株)	石田 隆信	渋谷区富ヶ谷1-15-10	3468-4118	建築用天然石材等輸入発販元
12	(株)鈴木商店	鈴木 浩子	渋谷区上原1-22-6	3467-3467	不動産業・広告
13	(株)パール食品	佐々木利行	渋谷区西原1-42-2	3467-6639	飲食業
15	ヨコモリエビスヤ運輸(株)	石田 善啓	渋谷区幡ヶ谷1-29-4	6416-8380	運輸業
15	(株)仲屋商店	仲 憲一	渋谷区幡ヶ谷2-7-9	3377-3865	卸売・小売業
16	(有)エイケイアイ	林田豊一郎	渋谷区本町1-4-16	5358-3171	不動産
18	(株)AYURA	杉山 太士	渋谷区代々木1-23-7-103	6276-3907	紳士・婦人服・製造・卸・販売
18	西郷どん	南 利尋	渋谷区代々木1-23-7-111	3379-5877	飲食業
18	(有)キュー・ティ企画	東海林久夫	渋谷区千駄ヶ谷5-21-12	3226-0886	カツラ製造販売(男・女)
18	(株)ベルシステム24	川島 紀幸	渋谷区千駄ヶ谷5-34-7	6893-9740	情報サービス
19	(株)外苑企画商事	高田 満雄	渋谷区千駄ヶ谷1-29-3	3402-2108	小売業(調剤薬局)、医療福祉他
19	(株)ザッカホリック	渡辺 正行	渋谷区千駄ヶ谷2-6-9	6909-0778	服飾雑貨 企画・卸業
19	丸与奥玉(株)	服部 勇二	渋谷区千駄ヶ谷4-10-1	5771-7765	縫製製造
20	(株)アッシュリーズ	篠原 卓	渋谷区神宮前2-3-8	3796-7610	雑貨輸入卸売業
20	(株)オーケープロダクション	大橋 哲也	渋谷区神宮前2-6-7	6438-9930	芸能プロダクション
20	(株)ジールエージェンツ	久保 隆司	渋谷区神宮前2-19-15	5770-4957	アパレルOEMメーカー
21	ロイヤルオフィス	井辻 隆	渋谷区神宮前4-3-15	3543-3896	サービス業
21	トリップワールド(株)	木津 一男	渋谷区神宮前4-18-6	5775-9767	旅行業
区外	(株)アブリコット	鍋木 孝和	千代田区神田富山町22-1	6206-9163	受託ソフトウェア開発業

平成21年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
2	(株)ゼウス・リアル	松田 高明	渋谷区恵比寿南1-14-1	5720-5555	不動産業
3	(株)スタジオカレント	國府 泰	渋谷区猿楽町4-6	6662-8437	技術専門サービス業 写真業
3	(株)ノーチラス	小寺 浩之	渋谷区猿楽町4-6	6662-8372	技術専門サービス業 写真業
3	(株)gooya	杉村 隆行	渋谷区桜丘町3-24	3463-8851	web制作業等
3	(株)エムウイン	山田 仁和	渋谷区桜丘町22-14	5459-4568	アミューズメント機器卸販売業
4	(株)ブライズ	岩間 修	渋谷区広尾1-7-17	6277-2156	インテリアデザイン設計
5	(株)サポートワン	橋ヶ谷 梢	渋谷区東1-27-10	6427-9607	人材紹介事業
6	(株)まくら	山崎晴太郎	渋谷区渋谷2-7-11	6805-1999	デザイン業
6	(株)コンパックス	堀 堯夫	渋谷区渋谷3-6-20	6820-5000	マンション管理
7	(株)アイ・エス・プラン	三森 茂	渋谷区道玄坂1-19-11	5458-1211	コールセンター
7	(株)インテント	佐々 和也	渋谷区円山町5-6	5456-8970	広告制作業
11	(株)TVCネット	中田 俊雄	渋谷区宇田川町12-3	5456-7641	映像制作
11	フォーテックコミュニケーションズ(株)	鎌田 敦範	渋谷区宇田川町17-1	5728-3021	貿易
11	(株)ウエストサイドフロンティア	小野田 博	渋谷区神南1-4-10	3545-1144	不動産業(取得・売買・賃貸借・付帯業)
12	(株)三線アパレルアウトフィッターズ	譜久嶋 悟	渋谷区上原1-18-7	3469-8781	カバン袋物の製造卸
13	(株)アイディアラボ	遠藤 雅義	渋谷区元代々木町11-1		情報サービス
16	(有)松海	紙田 直道	渋谷区本町1-5-15-302	3376-1638	不動産管理
18	シーツ(株)	松本 和久	渋谷区代々木1-23-7	5371-1416	モバイルサイト運営
18	(有)ライブブレイン	大川 直哉	渋谷区代々木1-23-7	5358-6835	サービス業(ライブハウス)
18	(株)ワンマール	勇 友嗣	渋谷区代々木1-23-7	6304-2660	アパレル
18	IBGメディア(株)	松本 和久	渋谷区代々木1-43-7	6807-1852	モバイルサイト運営・販売
18	(株)アトリエ9建築研究所	呉屋彦二郎	渋谷区千駄ヶ谷5-4-9	5369-7792	建築設計
18	(株)ニューステートメナー	加藤 捷秋	渋谷区代々木2-23-1	3374-1009	不動産
18	(株)マックスプランニング	漆山 伸一	渋谷区代々木2-23-1	6276-3900	経理・財務コンサル及び保険代理店
19	(有)リッツウェル	新井 辰治	渋谷区千駄ヶ谷2-7-5	3408-7828	不動産業
19	OMオフィス(株)	斧口 勝吉	渋谷区千駄ヶ谷3-55-13	6459-2178	探偵業
21	(株)キュー・エム・ディー	吉住 眞典	渋谷区神宮前4-18-6	5770-4223	企画・コンサル業
21	(株)アドハウス	小林 雅彦	渋谷区神宮前6-31-21	5778-9591	広告業

法人会ホームページを活用しよう

都税事務所だより

Q&A

中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税の減免)

Q 環境減税として東京都で独自に中小企業者向け省エネ促進税制を開始したそうですが、注意する点がありますか。

A 東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、事業税を減免します。

法人事業税の減免制度は、平成22年3月31日以後終了する事業年度から適用されます。減免の申請期限は、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までです。減免を受けるためには、申請期限までに、減免申請書及び必要書類を、渋谷都税事務所に提出してください。

なお、申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

例：平成22年3月31日決算で、5月31日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、5月31日です。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人、個人事業者等 地球温暖化対策報告書制度については、環境局ホームページをご覧ください。 (http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/co2-report-system.htm)
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備**及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの **空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 導入推奨機器の一覧については、環境局ホームページをご覧ください。 (http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/gennzei/list.htm)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年度の事業税額から減免ただし、当期事業税額の2分の1を限度 ※減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可
対象期間	次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 法人…平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度 個人…平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間 ※個人事業税は、暦年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成22年中に対象設備を設置した場合、平成23年度の定期課税分から減免の対象となります。
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告期限の延長承認を受けている場合は、延長後の申告納付期限）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 例 平成22年3月31日決算で、5月31日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、5月31日です。

【お問い合わせ先】＜中小企業者向け省エネ促進税制について＞

主税局課税部法人課税指導課（法人事業税） 03-5388-2963
主税局課税部課税指導課（個人事業税） 03-5388-2969
渋谷都税事務所法人事業税係 03-3463-4311

＜地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について＞

環境局都市地球環境部計画調整課 03-5388-3443
(ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー設備について
の詳細は、環境局環境改善部大気保全課 (03-5388-3493) まで)



主税局ホームページに、制度のQ & Aや最新情報を掲載しています。
＜東京版＞環境減税について
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

あなたと都税

12

ー都税についてのお知らせー

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月 は 固定資産税 (償却資産) の申告月です (23区内)

詰将棋■解説

▲2二銀△同銀▲1二歩△同玉▲1三飛成△同玉▲2五桂まで七手詰め。

■解説

▲1二歩△同玉▲2四飛成としては△4五馬と角を取られますと▲2三銀に△同馬が生じて大失敗です。

まずは▲2二銀が正解です。

そして△同銀に▲1二歩△同玉としての▲1三飛成が好手です。

最後は△1三玉に▲2五桂の吊るし詰めとなります。

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成22年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成22年2月1日(月)

振替納税を利用しよう

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX（地方税ポータルシステム）

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック

サポートデスク ☎ 0570-081459

（IP電話・PHSから：☎ 03-5339-6701）

※午前8時30分から午後8時00分まで（土日祝・年末年始を除く）

【お問い合わせ】

資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

渋谷都税事務所 固定資産税課償却資産係

電話（03）3463-4311（代表）

—都税についてのお知らせ—

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

平成21年6月にお送りした納付書により、**3月1日（月）までにお納めください。**

＜ご利用になれる納付方法＞

◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆口座振替

◆コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限ります。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

◆金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

○P（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。）。○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です（既にご利用の方は新たな申込みは不要です。）。○保守点検作業のため、ご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

ください。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いします。（今年の5月10日（月）までにお申込みいただくと、平成22年度分の固定資産税・都市計画税から口座振替をご利用いただけます。）

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）

—都税についてのお知らせ—

平成22年度定期課税分の自動車税の障害者減免申請の事前受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。現在、新たに身体障害者手帳等を取得された方を対象として、平成22年3月末まで、平成22年度分の減免申請の事前受付を行っています。対象の方は、必要書類をお持ちのうえ、渋谷都税事務所へご来所ください。

受付期間	取扱い
4月～5月まで	当年度から減免適用
6月～翌年3月まで	事前受付期間 減免の適用は翌年度から

4月、5月は
窓口が混み合
います。お早
めの申請をお
願います！

＜ご注意＞

●4月1日以降に自動車を取得し、課税がある場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、当年度の減免を受けられません。

●平成21年度から、減免上限額が設定されています。

【お問い合わせ先】

都税総合事務センター自動車税課調査係 0570-064-171
（IP電話・PHSをご利用の場合：03-5985-7814）

詰将棋

〈出題〉六段 沼 春雄

■ヒント

最後は1七の桂を活用する
順で詰み上がることになります。

（考慮10分で初段）



ハイデルベルグスピードマスター最速15,000枚/時によるカラー印刷
バインダー43mm製本、最新中ロット生産型高速中綴機 最速4050冊/時

一貫仕上げ体制！

Total Fast Printing Solution
Digital Color On demand Printing System

 **長谷川印刷株式会社**

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町17-8
電話 03-3461-1317(代) FAX 03-3476-0287



しぶや法人 第500号／平成22年1月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
 URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> 定価105円(会員の購読料は会費に含まれています。)